

令和4年5月13日

関係者各位

青森県知事 三村 申吾

条件付き一般競争入札実施公告

下記の業務については、条件付き一般競争入札（混合型（JV））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 青い森鉄道線浅虫温泉駅バリアフリー設備整備工事（第1期）
- (2) 工事場所 青森県青森市大字浅虫字蛸谷地内
- (3) 工種 土木工事一式
- (4) 工期 令和5年3月15日（水）
- (5) 工事概要 施工数量 N=1.00 式
エレベーター設置工（駅舎側） 1.00 式
エレベーター設置工（島式ホーム側） 1.00 式
構造物撤去工 1.00 式
- (6) 予定価格 190,784,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 共同施工方式の特定共同企業体（甲型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (5) 各構成員が、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 構成員の代表者が東北管内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) その他の構成員が県内に本店を有していること。
- (8) 各構成員が、土木一式工事及び建築一式工事について、参加資格規則第6条第1項の規定により、次の等級に決定されていること。かつ、代表者にあつては、当該建設工事について、特定建設業の許可を有していること。
- ア 代表者 土木一式工事・特A級、建築一式工事・特A級
- イ その他の構成員 土木一式工事・特A級又はA級、建築一式工事・特A級又はA級
- (9) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、代表者にあつては、土木一式工事で1,300点以上、建築一式工事で1,300点以上、その他の構成員にあつては、土木一式工事で900点以上、建築一式工事で900点以上であること。
- (10) 過去15年間に代表者が次に掲げる同種の建設工事の施工実績（下請負人としてものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- ア コンクリート構造物工事（鉄道・軌道に係るものに限る。）で、契約金額6千万円以上の施工実績
- イ 建築一式工事（鉄道・軌道に係るものに限る。）で、契約金額5千万円以上の施工実績
- (11) 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (12) 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (13) 各構成員が、建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、1級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (14) 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (15) 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。
- (16) 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- (17) 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
- (18) 構成員の数が2（うち県内に本店を有する者1）であること。
- (19) 各構成員が、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (20) 各構成員が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (21) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が

継続していないこと。

(22) 青い森鉄道株式会社において、土木工事及び建築工事に係る鉄道特異業者の登録を有する者であること。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和4年5月24日（火） 17時00分 必着

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 青森県企画政策部交通政策課青い森鉄道グループ
〒030-8570
青森県青森市長島1丁目1-1 青森県庁舎南棟3階
電話 017-734-9150

(4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書及び契約書案の縦覧

ア 期間 令和4年5月13日（金）から令和4年6月6日（月）まで

イ 場所 青森県庁ホームページ内 青い森鉄道対策ホームページ
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/kotsu/aotetsu-asamushi-6.html>

(2) その他

設計図書に対して質問がある場合は、令和4年5月27日（金）までに、書面により、青森県企画政策部交通政策課青い森鉄道グループに提出すること。

5 現場説明 なし

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年6月7日（火） 午後1時30分

(2) 場所 青森県庁舎南棟3階企画政策部会議室

7 入札執行回数 1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申出により契約締結を延期することがある。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該委託契約を締結しない。

10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

11 入札条件

(1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

13 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(3) 中間前金払い又は部分払いの選択

請負代金額 100 万円以上の工事については、請負者は契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

(4) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有（本工事の継続工事（工事の範囲等は設計図書参照）。契約金額は、予定価格に本工事の落札率を乗じた価格以下とする。）

14 担当課及び所在地

(1) 名称 青森県企画政策部交通政策課青い森鉄道グループ

(2) 場所 〒030-8570

青森県青森市長島1丁目1-1 青森県庁舎南棟3階

電話 017-734-9150